# 令和８年度　情報公開制度　相談等の申出処理状況

| 申出区分 | 番号 | 受付年月日 | R8.9.11 | 担当委員 |
|---|---|---|---|---|
| 相談等 | 第１号 | 勧告書提出日 | | |
| | | 処理結果通知日 | R8.10.13 | |

■相談等の要旨

令和８年９月 11 日付け相談等申出書及び同年９月 16 日に実施した申出者からの事情聴取の結果によれば、本件相談等申出の理由の要旨は、次のとおりである。

① 逗子市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議申出（以下、「異議申出」という）にかかる令和８年７月 22 日に行われた異議申出人からの口頭意見陳述において、異議申出人からの口頭意見陳述前に会議があったはずであり、その会議の議事録が作成されていない。会議については議事録を作成すべきである。

② 令和８年８月３日に正副議長へ異議申出について報告が実施されているはずであり、その際の記録が作成されていない。作成されるべきである。

③ 令和８年８月４日付けの異議申出の決定書については、決裁がされているが、その他の書類（電子的方式を含む。）については決裁がされていない。令和８年７月 31 日においては３時間も会議がされている。選挙の効力を争うような重要な事項の検討において、決裁が必要な書類が決裁を経ていないのではないか。適正な文書管理がされるようにすべきである。

## ■調査結果等

1　実施機関の説明の要旨

（1）令和８年７月 22 日の口頭意見陳述の前の会議の有無について

口頭意見陳述を午前 10 時に開始したく、出席予定者に対し、午前 10 時に開始できるよう早めに来て欲しいとお願いしていた。実際に午前 10 時前に出席予定者が集まったので、口頭意見陳述での大まかな流れ（順番、予定時間等）を説明はしたが、事前の会議と呼べるようなものは行っていない。実際に午前 10 時から口頭意見陳述が行われ、その記録は作成しているが、開始前については、口頭意見陳述前に行われた内部打合せのような位置付けであるため、記録を作成しようと考えていなかったし、作成するという慣例もない。会議の前の事前準備ととらえている。

（2）令和８年８月３日の正副議長への報告の有無と記録の有無について

報告は行った。選挙管理委員会と議会とは別の組織であり、市にかかわる重大なこと、プレスリリースするような事案については、情報を共有するため、慣例として報告を行っている。まだ採決前のため、未成熟情報ではあるが、どのような結論に至りそうであるか、趨勢を報告している。そのような報告、相談をしたことを記録に残すことはしていない。

（3）適切な文書管理がされているか、決裁の必要な書類について

選挙管理委員会としての定例会であれば、公開されており、記録も作成する。記録については、決裁も経ている。令和８年７月 31 日の会議は、行政委員会事務局として、組織の長である選挙管理委員への説明や相談を行ったものであり、「令和８年３月 22 日執行逗子市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議申出に関する証拠書類、現地調査、証言等に基づく報告及び委員審査」と題する書面（以下、「本件記録」という。）を作成し、記録として残している。内部的な打合せをまとめた内容なので、供覧の手続も取らなかった。内部的な打合せについては、一件一件記録を作成していない。選挙管理委員と話した内容は決定書に載り、決裁も経る。手続を重ねた積上げの経過を、審査過程として概要に記録した。選挙管理委員会には、市長部局における文書管理規則に当たるような規程はない（なお、その後、文書管理については、市長の事務部局の文書管理規則が準用されていると訂正があった。）。

2　検討

（1）令和８年７月 22 日の口頭意見陳述の前の会議の有無について

令和８年７月 22 日に実施された口頭意見陳述の開始時間が 10 時であり、出席予定の各委員に対し、それより前には来て欲しいと伝え、口頭意見陳述の前に、その日の進行について説明をしたに留まり、会議はしていないという実施機関の説明については、特に不自然、不合理な点はない。出席者と口頭意見陳述前に会議がされていないとするならば、口頭意見陳述前に進行について説明をしたことのみを記録に残す必要性まで認められない。

（2）令和８年８月３日の正副議長への報告の有無と記録の有無について

正副議長への報告はされていた。もっとも、その際の面談は、推進しようとしている事業や計画に関連した面談ではなく、何回も継続して行われるような場合でもないことから、面談の内容を記録すべきとまでは認められないと考える。

なお、今回の正副議長への報告はともかくとして、面談については、市の各課かい長宛て 2022 年（令和４年）２月 24 日付け通知がされているように、記録に留めるのが適当と判断される面談については、実施機関において積極的に面談記録を作成し保管するように努めるべきであるのは言うまでもない。

（3）適切な文書管理がされているか、決裁の必要な書類について

選挙管理委員会の定例会は、会議録が調製され、公開もされている。令和８年７月 31 日の打合せは、この定例会にどのような議案を上程するかを決める内部の打合せであり、本件記録には、定例会の議案とすべく、決定書（案）を定例会の資料にすることの採決結果等について記載がある。

内部の打合せをまとめた本件記録について、決裁の手続がされず、供覧の手続が取られなかったことをもって、適正な文書管理がされていないとはいえない。

そして、実施機関での内部の打合せをまとめた本件記録については、その打合せを踏まえて選挙管理委員と話した内容は決定書に載り、決裁も経ることになることから、過程の内部の打合せをまとめた本件記録についてまで、必ずしも決裁が必要とまでは認められないと考える。

（4）本件相談等申出については、異議申出の手続において、実施機関の事務局として作成された内部の打合せに関する記録文書の様式が統一されておらず、わかりづらいことに一因があると思われる。本件記録をはじめ、内部の打合せの記録等を作成するのであれば、統一した様式を用いることが、市民にとってわかりやすく、説明責任を果たすのに資することになり、無用な混乱を招くことを防ぐことになると思料する。

■処理結果

以上により、本件では、意見の表明はしないこととする。

なお、内部の打合せの記録等の作成にあたって統一の様式を用いることが望ましいと考えることについては、実施機関に対し、審査委員の事務局である情報公開課から、本処理結果通知書の写しの手交をもって伝達するよう指示したことを申し添える。